

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【公表番号】特表2015-503514(P2015-503514A)

【公表日】平成27年2月2日(2015.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-007

【出願番号】特願2014-549112(P2014-549112)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/34 (2006.01)

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

A 6 1 Q 13/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/34

A 6 1 K 8/06

A 6 1 Q 13/00 1 0 2

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年1月17日(2017.1.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

実施例3

実質的に実施例1及び2による組成物が作られ、比較バッチ1を作るために必要な1,2ヘキサンジオールの量と比較して、透明マイクロエマルジョンを作るために必要な式Iの特定の化合物の量において、溶媒効率が比較された。バッチA～Cは、比較バッチよりも効率的(式Iのそれぞれの化合物は必要とされる量がより少ない(バッチA:フレグラソスに応じて0.68～0.8、バッチB:フレグラソスに応じて0.69～0.89、バッチC:フレグラソスに応じて0.69～0.7))であることが繰り返しわかった。バッチEはほとんど比較バッチ1と同程度であった。バッチD、F、およびGは、それほど効率的ではなく、バッチFのみ、ゲルをもたらした。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

実施例5

実質的に実施例4及び2による組成物が作られ、比較バッチ1を作るために必要な1,2ヘキサンジオールの量と比較して、透明マイクロエマルジョンを作るために必要な式Iの特定の化合物の量の溶媒効率が比較された。バッチA'～C'及びE'は、比較バッチよりも効率的であること(式Iのそれぞれの化合物は必要とされる量がより少ない(バッチA':フレグラソスに応じて0.62～0.72、バッチB':0.85(1つのフレグラソス)、バッチC':0.77(1つのフレグラソス))が繰り返しわかった。バッチE'は比較バッチ1より優れている。バッチD'及びG'は不適格であった。バッチA'とバッチF'の混合は、比較バッチ1より効率的であった。